

## 自治基本条例／情報公開条例 他市町村比較表

	龍ヶ崎市	東海村	余市町(北海道)	杉戸町(埼玉県)	喜多方市(福島県)
自治基本条例	<p>(情報共有) 第16条 議会及び執行機関は、それぞれの保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利を保障し、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有に努めなければならない。</p>	<p>(情報の公開) 第26条 村は、公正で開かれた村政の実現を図るため、村政についての情報を適切かつ速やかに公開します。</p>	<p>(情報の公開) 第25条 町は、町民に開かれた町政運営を推進するため、町が保有する情報をわかりやすく提供し、公開するよう努めます。</p> <p>2 町が保有する情報については、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。</p> <p>(情報の共有) 第26条 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。</p> <p>2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとします。</p>	<p>(情報の共有) 第20条 町は、町政に関する情報を町民に積極的かつ分かりやすく提供する仕組みを整備し、町民と情報の共有に努めなければならない。</p> <p>(情報の公開及び提供) 第21条 町は、町政に関して町民に説明する責任を果たすとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、町の保有する情報を原則として公開しなければならない。</p>	<p>(情報公開) 第17条 市は、市政に関する情報の適切な公開又は提供に努めるものとする。</p> <p>2 市議会及び市長等が保有する情報の公開に関し必要な事項は、喜多方市情報公開条例(平成18年喜多方市条例第12号)で定めるものとする。</p>
情報公開条例	<p>(目的) 第1条 この条例は、市民の知る権利が保障されるよう、情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、その保有する情報が市民との共有財産であることを認識し、市民の知る権利が保障されるよう、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、情報の公開を請求する村民の権利を明らかにするとともに、村の諸活動を村民に説明する責務が全うされるようにし、村政に対する村民の理解と信頼を深め、村民の村政への参加と監視の充実を期し、もって公正で開かれた村政を推進することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、情報の公開を請求する村民の権利が十分に尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、通常他人に知られたくない個人に関する情報が公開されることがないよう最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、町の機関が保有する情報の公開を求める権利を明らかにし、情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政への参加を推進するとともに、町民の知る権利を保障し、町が説明責任を全うすることにより、町民と町との信頼関係を深め、開かれた町政実現と町政の発展に寄与することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、文書等の公開を請求するものの権利を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。</p> <p>2 実施機関は、この条例の目的を達成するため、文書等の公開と併せて請求者が必要とする情報を積極的に提供しなければならない。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、町民の知る権利を保障するとともに、町政に関する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進し、公正で分かりやすいまちづくりの推進に資することを目的とする。</p> <p>(実施機関の責務) 第3条 実施機関は、第1条の目的を達成するため、公文書は原則として公開するものとし、町民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用するものとする。</p> <p>2 実施機関は、公文書の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報を最大限に保護しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、公文書の適正な管理及び公文書の公開の手続その他この条例に基づく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加のもと、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(解釈及び運用) 第3条 実施機関は、市民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることがないよう最大限の配慮をしなければならない。</p>